平成２７年（フ）第１４４４号
東京都港区南麻布１丁目８―13―1006
破産者　吉岡　　章
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７号
島根県浜田市三隅町井野ニ787番地
破産者　南海　正二
1　決定年月日　平成27年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２７年（フ）第７５号
群馬県渋川市祖母島857番地の２
破産者　東日本ウオッシュマン株式会社
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７６号
群馬県渋川市祖母島857番地の２
破産者　株式会社アーバンシステム
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２３１号
東京都府中市南町３丁目31番地の66クレセント府中201
破産者　青砥　佳代
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３３４号
東京都八王子市下恩方町1203番地８西東京Ｂ棟202号
破産者　臼井亜也子
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第７４３号
横浜市緑区三保町262番地１
破産者　有限会社旭総業
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４号
金沢市大浦町ル47番地４
破産者　有限会社南商建設
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２７年（フ）第７６号
香川県高松市松福町１丁目９番12号
破産者　株式会社ＢＡＬＥＮＡ
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第３３１号
高知市東雲町８番９号　サンシャトー東雲203、申立時の住民票上の住所高知市三園町294番地　丸三ハウス２Ｄ　申立時の住所高知市三園町294　丸三ハウス２Ｄ高山正行方
破産者　田内　優次
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２６号
群馬県藤岡市西平井1122番地
破産者　原田　栄市
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第２１９号
徳島県阿波市吉野町柿原字原90番地５、旧住所徳島県徳島市昭和町８丁目87番地の114
破産者　松山　潤子
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
鹿児島県鹿児島市上荒田町16番８号（カケガミビル301号）
破産者　掛上　博彦
1　決定年月日　平成27年７月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第７３４号
仙台市宮城野区田子１丁目14番８号　サンビューハイツ106
破産者　及川　信彦
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２２７号
仙台市宮城野区福室２丁目１番23号　第２コーポ三幸107
破産者　川原田正志
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５４２号
愛知県瀬戸市東本地町１丁目138番地の２
破産者　矢野　吉孝
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０２号
東京都練馬区向山４丁目27番15号、従前の住所名古屋市東区筒井２丁目２番１号　パークハイツみしまⅡ　２Ａ号
破産者　三枝　賢次
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４１９号
名古屋市名東区よもぎ台３丁目624番地の２
破産者　門脇　弘恭
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８５４号
神戸市東灘区本山中町２丁目６番20号　アコーズタワー神戸本山302号、従前の住所神戸市東灘区住吉台９番２―101号
破産者　森井建築事務所こと　森井　唯好
1　決定年月日　平成27年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部